令和８年（フ）第５８０号
福岡県中間市長津３丁目９番12号　フォーシーズン106号
債務者　津島　美晴
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第５８２号
北九州市小倉南区東貫１丁目８番15号
債務者　伊藤　孝愛
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第６０４号
北九州市小倉北区神岳１丁目５番５―106号
債務者　多田　政弘
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第３４９号
大分県別府市扇山５丁目22番28号
債務者　三宮　乃愛（旧姓中村）
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３８０号
大分市花園１丁目３番19号　レオパレス宮ノ前103
債務者　河邊　　純
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３９４号
大分県別府市石垣東１丁目８番42号　ハピネス南石垣Ａ棟103号
債務者　吉田　豊二
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第１０７号
鹿児島県鹿屋市新生町13番11号　コーポ前原205号
債務者　迫田　幸一
1　決定年月日時　令和８年７月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月28日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和８年（フ）第１２７５号
横浜市保土ケ谷区峰沢町105番地　峰沢団地４棟404号
債務者　松島　大樹
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４５９号
横浜市泉区岡津町1671番地１　コンフォールＢ102号
債務者　鈴木　　綾
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５７０号
横浜市南区堀ノ内町２丁目193番地１　蒔田フラワーマンション102
債務者　遠山クリスチャンルーイ
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７１４号
神奈川県大和市桜森３―９―15　アマ・ダブラム203、住民票上の住所福島県双葉郡富岡町字夜の森南４丁目24番地１　メゾン夢の森203
債務者　山口　喜之
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７１５号
神奈川県大和市桜森３―９―15　アマ・ダブラム203、住民票上の住所福島県双葉郡富岡町字夜の森南４丁目24番地１　メゾン夢の森203
債務者　山口　絵美
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２１６号
山梨県甲府市住吉３丁目19番22号　小野田方
債務者　柴﨑　紀子
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第５５号
長野県小諸市東雲二丁目７番20号
債務者　稲葉　　翼（旧姓北澤）
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
長野地方裁判所佐久支部

令和８年（フ）第５７号
長野県佐久市下越216番地１　Ａ棟―201
債務者　小林　武士
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
長野地方裁判所佐久支部

令和８年（フ）第１７０号
三重県鈴鹿市末広北二丁目15番１号　エンジョイホーム末広、前住所三重県鈴鹿市桜島町七丁目５番地の10
債務者　林　　純子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
津地方裁判所破産係